

令和6年10月1日より

# 敷地内全面禁煙



健康増進法25条に基づき、受動喫煙防止対策として、公共施設の敷地内全面禁煙を実施いたします。



現在敷地内に設置した喫煙所・灰皿は  
**9月下旬に撤去**  
いたします。



お煙草を吸われる方には、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。